

【平成 24 年 5 月 25 日】有害物質等の追加について（概要）

1 有害物質の追加

有害物質に下記の 3 物質を追加

- ①塩化ビニルモノマー
- ②1,2-ジクロロエチレン（トランス-1,2-ジクロロエチレンを追加し、シス体とトランス体を合わせて 1,2-ジクロロエチレンとした。）
- ③1,4-ジオキサン

2 指定物質の変更

(1) 指定物質に下記の 6 物質を追加

- ①クロム及びその化合物（六価クロム化合物を除く。）
- ②マンガン及びその化合物
- ③鉄及びその化合物
- ④銅及びその化合物
- ⑤亜鉛及びその化合物
- ⑥フェノール及びその塩類

(2) 指定物質に下記の 3 物質を削除

- ①塩化ビニルモノマー
- ②トランス-1,2-ジクロロエチレン
- ③1,4-ジオキサン

3 特定施設の追加

特定施設に下記の 2 施設を追加

- ①界面活性剤製造業の用に供する反応施設
(1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)
- ②エチレンオキサイド又は 1,4-ジオキサンの混合施設

4 地下水の浄化措置命令に係る浄化基準物質の追加

下記のとおり、3 物質を追加し、基準値を設定

有害物質の種類	基準値
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L
1,2-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンの合計量として 0.004 mg/L
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L